

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、
防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393

ナイキ・テック 試験場問題

沖繩問題に関する防衛庁作成
資料の訂正について

44.3.10

○ 3月25日 芝白金の大臣公邸において
○ 用かれた 外務省・防衛庁幹部による打合

○ せ会議の席上配布された防衛庁作成
○ の下記資料に関し、今般同庁より

○ 別紙の正誤表を持参越し訂正方
○ 依頼がありましたので、然るべくご処

○ 理方お願いいたします。

記

1. 資料名 「沖繩返還に関する防衛上
の諸問題」 (44.1.24)

2. 一連番号

防防秘、米44-11号

/30

(1) リトルジョンを装備する第57砲兵隊第1大隊に関する
部分を削除する。

- 頁 ——— 部分削除
- 1 陸軍中(・・・、リトルジョン・・・)
 - 3 カ項中 リトルジョン部隊(核装備可能)
 - 7 ウ項 全部を削る
 - 8 (注)中 ・・・及び野戦用・・・及びリトルジョン
 - 別表1-1中 第57砲兵隊第1リトルジョン大隊
 - 別表1-2中 第57砲兵隊第1大隊(リトルジョン)
 - 別表2中 リトルジョンの欄を削る。
- (2) 4頁中 朝鮮戦争以前は を 当初は に改める。
- (3) 10頁中 支援戦闘部隊 を 支援戦闘機部隊 に改める。

○米 国と西太平洋自由諸国と○条約中
沖繩に關係ある条項 抜萃

オーストラリア、ニュー・ジ
ーランド及びアメリカ合衆国
の間の三国安全保障条約

一九五一年九月一日サン・フランシスコで署名
一九五二年四月二十九日効力発生

この条約の締約国は、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにす
べての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生
きようとする願望を再確認し、且つ、太平洋地域にお
ける平和機構を強化することを希望し、

合衆国が、同国の軍隊をフィリピンに駐留させる取
扱を締結しており、琉球において軍隊を維持し、か
つ、行政上の責任を有し、及び日本国との平和条約が
効力を生じたときには、日本地域における平和と安全
の維持を資するために日本国内及びその周辺に軍隊を
駐留させることがあることに留意し、

オーストラリア及びニュー・ジールランドが英連邦の
構成国として太平洋地域の内外において軍事的義務を
有していることを確認し、

いかなる潜在的侵略者も、いずれかの締約国が太平
洋地域において孤立しているという錯覚を起すことか
ないようにするため、締約国の団結の意識を公然とか
つ正式に宣言することを希望し、

さらに、太平洋地域における地域的安全保障の一層
包括的な制度が発達するまでの間、平和及び安全を維
持するための集団的防衛についての締約国の努力を調
整することを希望し、
よつて、次のおり宣言しつゝ協定する。

第四条

各締約国は、太平洋地域におけるいずれかの締約国
に對する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくす
るものであることを認め、自国の憲法上の手続に従つ
て共通の危険に對処するよう行動することを宣言す
る。(以下略)

第五条

第四条の規定の適用上、いずれかの締約国に對する
武力攻撃は、いずれかの締約国の本國領域、又は太平
洋にある同国の管轄下にある諸島又は太平洋における
同国の軍隊、公船若しくは航空機に對する武力攻撃を
含むものとみなされる。

(原文)

アメリカ合衆国と中華民国
との間の相互防衛条約

一九五四年二月二日ワシントンで署名
一九五五年三月三日効力発生

この条約の締約国は、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにす
べての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生
きようとする願望を再確認し、かつ、西太平洋地域に
おける平和機構を強化することを希望し、

兩國の國民が前戰爭中に同情及び相互の理想の共通
のきずなによつてともに帝國主義者の侵略に對抗して
戦うため結束するに至つた關係を相互に誇りをもつて
想起し、

いかなる潜在的侵略者も、いずれか一方の締約国が西
太平洋地域において孤立しているという錯覚を起すこ
とがないようにするため、兩國の団結の意識及び外部
からの武力攻撃に對して自らを防衛しようとする共同
の決意を公然とかつ正式に宣言することを希望し、

さらに、西太平洋地域における地域的安全保障の一
層包括的な制度が発達するまでの間、平和及び安全を
維持するための集団的防衛についての兩國の現在の努
力を強化することを希望し、
次のおり協定した。

第五条

各締約国は、西太平洋地域においていずれか一方の
領域に對して行なわれる武力攻撃が自国の平和及び安
全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の
手続に従つて共通の危険に對処するよう行動するこ
とを宣言する。(以下略)

第六条

第二条及び第五条の規定の適用上、「領土」及び「領
域」とは、中華民国については、台湾及び澎湖諸島を
いひ、アメリカ合衆国については、その管轄権の下に
ある西太平洋の諸島をいひ、第一条及び第五条の規定
は、相互の合意によつて決定されるその他の領域につ
いても適用される。

第七条

台湾及び澎湖諸島の防衛のために必要なアメリカ合
衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定め
るところに従つて、それら及びその附近に配備する権
利を中華民国政府は許し、アメリカ合衆国政府は、
これを受諾する。

本長官は、兩國政府の代表者の間で行なわれた最
近の會談に言及し、及びその會談の結果到達した次
の了解を確認する光榮を有します。

中華民国は、千九百五十四年十二月二日にワシ
ントンで署名された中華民国とアメリカ合衆国との間
の相互防衛条約第六条に掲げる領域及びその他の領
域をもつて有効に支配する。中華民国は、現在の及
び将来の自国の支配の下にあるすべての領域につい
て固有の自衛権を有する。前記の條約に基づく兩國
の義務及びいづれか一方の締約国によるこれらの地
域のいづれかからなされる武力の行使が他方の締約
国に對し影響を与えるという事実にかんがみて、明
らかに固有の自衛権の行使である緊急的性格をもつ
た行動の場合を除き、そのような武力の行使を合意
事項とすることが合意される。兩國の共同の努力及び
貢獻の所産である軍事力は、相互の合意なくして
第六条に掲げる領域の防衛力を實質的に低下させる
程度までその領域から移動しないものとす。

アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約

一九五三年一月一日ワシントン署名
一九五四年一月十七日効力発生

(訳文)

この条約の締約国は、すべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、及び太平洋地域における平和機構を強化することを希望し、いかなる潜在的侵略者も、いずれか一方の締約国が太平洋地域において孤立しているという錯覚を起すことがないようにするため、外部からの武力攻撃に対して自らを防衛しようとする共同の決意を公然と且つ正式に宣言することを希望し、また、太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的且つ有効な制度が発達するまでの間、平和及び安全を維持するための集団的防衛についての両国の努力を強化することを希望して、次のとおり協定した。

第三条

各締約国は、現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に適法に置かれることになつたものと今後認められる領域における、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

第四条

アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めるところに従つて、大韓民国の領域内及びその附近に配備する権利を大韓民国は許し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。

アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の相互防衛条約

一九五一年八月三十一日ワシントン署名
一九五二年八月二十七日効力発生

この条約の締約国は、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、かつ、太平洋地域における平和機構を強化することを希望し、両国の国民が前戦争の間同様及び相互の理想の共通のきずなによつてともに帝国主義者の侵略に対抗して戦うため結束するに至つた歴史的關係を相互に誇りをもつて想起し、いかなる潜在的侵略者も、いずれか一方の締約国が太平洋地域において孤立しているという錯覚を起すことがないようにするため、両国の団結の意識及び外部からの武力攻撃に対して自らを防衛しようとする共同の決意を公然とかつ正式に宣言することを希望し、さらに、太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的な制度が発達するまでの間、平和及び安全を維持するための集団的防衛についての両国の現在の努力を強化することを希望し、この文書のいかなる事項も、アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の現行の協定又は了解をいかなる方法又は意味でも変更し又は限定するものと認められ、又は解釈されてはならないことに合意し、次のとおり協定した。

第四条

各締約国は、太平洋地域におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(以下略)

第五条

第四条の規定の適用上、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃は、いずれか一方の締約国の本国領域又は太平洋地域にある同国の管轄下にある島又は太平洋地域における同国の軍隊、公船若しくは航空機に対する武力攻撃を含むものとみなされる。

仲 雜 配 備 の 兵 力

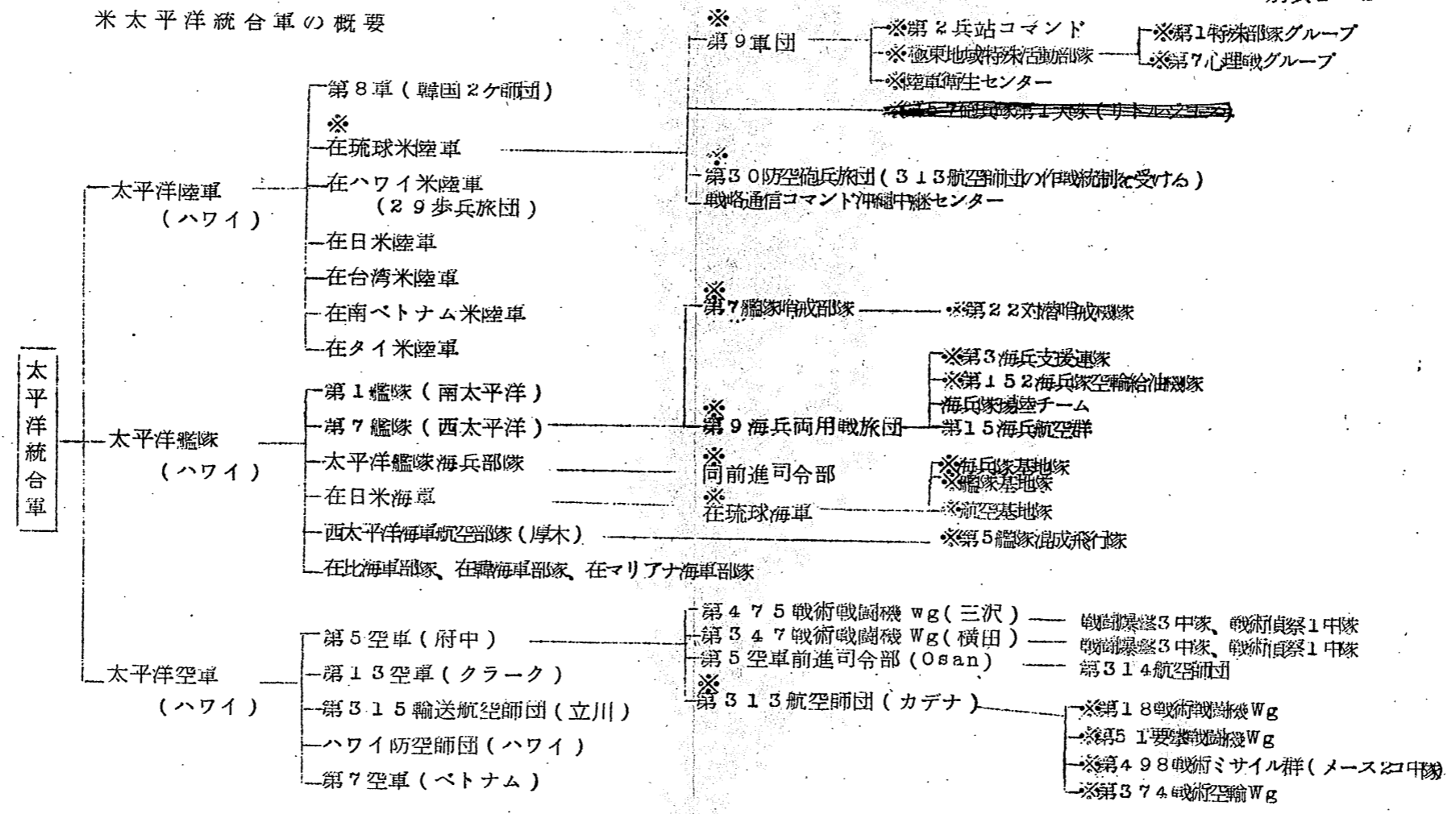
別表 I-1

陸 軍	所 在 地	空 軍	所 在 地
琉球陸軍司令部	フォートシラー	第313航空師団	嘉 手 納
第9軍団司令部	"	第18戦術戦闘機WG	"
第2兵站コマンド	牧 港 (司令部(フォートシラー) 嘉 手 納)	第12戦術戦闘機Sq	"
極東地域特殊活動部隊	"	第44 "	"
第1特殊部隊GP	"	第15戦術偵察Sq	"
第7心理戦 GP	"	第824戦術支援GP	"
第30砲兵旅団師司令部	フォートシラー	第498戦術ミサイルGP	"
第61砲兵隊第2ナイキ大隊		第51要隘戦闘WG	那 覇
第65" 第1 "		第82要隘戦闘Sq	"
第1 " 第8ホーク大隊		第623AC/W Sq	"
第3 " 第8 "		第374戦術空輸WG	那 覇
第51砲兵隊第1ナイキ大隊	キヤングラン	第21戦術空輸Sq	"
陸軍地区工兵隊	"	第35 "	"
陸軍衛生センター	"	第41 "	"
戦術各通信コマンド(陸軍中継センター)	"	第817 "	"
海 軍	所 在 地	第6002標準検査GP	嘉 手 納
第7艦隊哨戒部隊	那 覇	第1962通信GP	"
太平洋艦隊海兵前進司令部	キヤングラン	第6927保全GP	"
第9海兵両用戦旅団	"	第603空輸支援Sq	"
第3海兵支援連隊	キヤングラン	第33航空救難回収Sq	那 覇
第152海兵隊空輸給油Sq	皆 天 間	第4252戦術WG	嘉 手 納
琉球海軍司令部	那 覇		
琉球艦隊基地隊	ホワイトビーチ		
海軍航空 "	那 覇		
海兵隊航空 "	皆 天 間		
第5艦隊混成飛行Sq	那 覇		

秘

別表 1-2

米太平洋統合軍の概要



(注) (1) ※は、沖縄に展開しているもの
 (2) 第475、第347及び第18戦術戦闘機wgの一部は韓国に展開されている。

秘

1 沖縄所在の核兵器

名称	数量	射程	威力	誘導方式	その他
マーサB	56基	2,200 Km	KT級	慣性、ターボジェット (0.9 Mt)	
トウゴウ					
名称	数量	航続距離	最大速度	上昇限度	搭載量
機種	P-105	約20機	約3,200 Km	2.2 Mt	約1,600 Mt
					5.4 ton
					核-熱核爆弾

2 艦東に関連する核兵器

名称	数量	射程	射高	威力	その他
タイタンB	54基	約1,000 Km	5 Mt以上	慣性誘導、液燃	
ミニトラン	600	同上	1 Mt (4)	固燃	
SLBM	400	約1,000 Km以上	2	多弾頭	
SLBM	112 (ポトリ)	4,600	0.7	A-21に装れる	
ボカイボン	開発中	A-5 (4)		多弾頭	
サブマリン	艦	KT級		慣性誘導	
サブマリン	艦	4.0-1.55	KT級		
サブマリン	艦	1.2	約3.2	KT級/HE	無誘導

名称	配置場所	数量	航続距離	最大速度	搭載しうる核兵器
F-100	韓 国	約50機 約260	約1,900 Km	1.3マッハ	核爆弾
F-105	韓 国	約20機 約120	約3,200	2.2	核及び熱核爆弾
F-4	日本 日本 日本	約70機 約55 約190 約55	3,200 (4)	2 (4)	核爆弾
F-4			3,200 (4)	2 (4)	核爆弾
A-4	第7艦隊空母	約3,000以上	3,200 (4)	0.8	核爆弾
A-6			5,200	0.8 (4)	
B-52	グ ラ ム	約60	9,600	0.8 (4)	核及び熱核爆弾 (最大20-24 Mt) SRAM (開発中) 中空空母入ミサイル射 程80-160 Km H/THH)
F-B-111	開発中		約6,800	2.2	

(注) これは公表された各種資料に基づいたものである。

沖縄問題関係資料の一部
差換え及び回収

44. 1. 28

北米一課

さる1月25日の芝自金の大臣公邸に
おける打合せ会談用に配布された

防衛庁作成の下記資料の別紙2
を新表で差換える必要が有りす

ので ~~書写~~ 一たん回収いたしたく
当浮まで返還願います。(担当: 幸、場
執付東京)

記

「沖縄返還に関する防衛上の諸問題」

44. 1. 24

沖縄返還に関する防衛上の諸問題

44. 1. 24

1 沖縄の戦略的な価値

沖縄返還に関連して生ずる防衛上の諸問題を検討するために先立つて、現在沖縄に置かれている軍事力の実体と、その果たしている戦略的な役割を、最近の公刊資料その他の情報を基礎にして分析すると、おおむね次のとおりと判断される。

(1) 在沖縄米軍の現状

ア 兵力

陸軍(補給部隊、特殊活動部隊、ナイキ・ハーキュリーズ、ホーク ~~サトウ~~ を装備する部隊等)

約12,000人

海軍・海兵隊(艦隊の基地隊、航空隊、海兵隊の部隊等)

約13,000人

空軍(戦術戦闘機隊、要撃戦闘機隊、メースB部隊、戦略航空機隊等)

約20,000人

計 約45,000人

イ 配置 別紙1のとおり

ウ 基地 基地数 約120、基地面積 約210km²

{ 琉球総面積の8.8% }
{ 沖縄本島面積の25% }

本資料より5部コピー作成(加私身よりマイの帳、仕済有各1部配)

秘

(2) 沖縄の地理的特性

ア カムチャツカ半島から千島、日本列島を経て台湾に至るアジア大陸を縁どる一連の弧状列島線の西南端に位置し、アジア大陸と太平洋、共産陣営と自由陣営の接際部にあたるとともに、黄海、東支那海と太平洋を分断し、自由陣営にとっては、共産勢力の太平洋への進出を阻止する戦略的要線を形成している。

イ 西部日本、韓国及び台湾は、沖縄本島を中心とする半径約1,200kmの半円周内にあり、沖縄は、これら地域の作戦を支援する基地として最適の位置にある。

(3) 沖縄基地の軍事機能

沖縄の現有軍事機能を分析すれば次のとおりである。

ア (核報復機能) 核報復の運搬手段としては、メースB、F-105等の部隊が配置されている。これらは、米本土のICBM、グアムのB-52、太平洋のポラリス等の部隊と組み合わされて、抑止力としての役割を果たしている。

参考：極東における米核兵器の現状は、別紙2のとおり。

イ (戦術攻撃機能) 戦術攻撃手段としては、B-52、

秘

F-105等の部隊が配置され、韓国、台湾正面に対する抑止力及び対処力として、重要な役割を果たしている。

ウ (情報、偵察機能) 前記核報復及び戦術攻撃機能等と関連した情報収集のため、SR-71、RF-4C等の部隊が配置されている。

エ (哨戒機能) 第7艦隊所属のP-3A部隊が配置され、アジア大陸沿岸の哨戒に任じている。

オ (防空機能) 沖縄の直接防空部隊として、AC&W、F-102、ナイキ(核装備可能)、ホーク等の部隊が配置され、沖縄基地の軍事機能保持上重要な役割を果たしている。

カ (地上機動部隊待機基地機能) 太平洋軍の地上機動待機部隊として、第9軍団司令部、極東地域特殊活動部隊、海兵旅団、~~サトウ~~部隊(核装備可能)等が配置されている。

なお、米本土又は太平洋方面の他地域の地上部隊がアジア方面に投入される場合は、沖縄がその移動中継地又は待機基地として使用されている。

キ (兵站補給機能、輸送・移動基地機能) 在極東米軍に対する兵站補給基地として、在日兵站部隊とともに重要な役割を果たしている。海空軍基地は、

秘

秘

作戦部隊が極東方面に作戦する場合の移動中継、集結待機の基地として、また、補給品等の輸送基地として活用されている。そのため、C-130、KC-135、空輸支援部隊等が配置されている。

ク 前記のほか、沖縄基地には、各種の指揮機能、通信機能(戦略通信網の主要中継地)、訓練機能(情報、対ゲリラ戦等の学校、演習場、射撃場)等がある。

(4) 沖縄基地の軍事的役割

ア 米国の極東戦略からみた役割

イ ~~朝鮮戦争以前~~ ^{当初} は、単なる米国の対日監視基地に過ぎなかつたが、朝鮮戦争後は、地理的特性から共産勢力の膨張をせきとめろという米国の世界戦略における最前線の戦略拠点となつた。

ロ 極東自由陣営諸国と個別的に安全保障条約を結んでいる米国にとって、沖縄は、これら諸国に対する扇の要ともいべき位置にあり、米軍の防衛作戦支援後援基地としてかけがえのないものである。

イ 極東自由陣営からみた軍事的役割

極東自由陣営、特に韓国、国府等共産陣営と直接隣接している諸国は、自国の安全を米国との安全保障体制に

秘

秘

刀闘に近接し過ぎ、ソ連、中共等を刺戟すること、基地の脆弱性が増大することなど、多くの弱点を生ずる。

イ 第7艦隊を沖縄周辺にはりつけ、警戒態勢を強化することは、本来機動的に用いるべき兵力を局地に拘束することになり、弾力的な運用を阻害するとともに、その所在が限定され、脆弱性が増大する。

ウ リトルジョン等SSM部隊については、その効率的運用は若干阻害されるが、韓国等前線へ配備するとともに、一部については増援用として後方へ移動することが可能であろう。

3 返還の態様に伴う問題点

(1) 核抜き基地自由使用の場合

米国の中共に対する核報復（抑止）機能は、米本土のICBM、太平洋のポラリス、グアムのB-52と極東に展開した戦略的及び戦術的核報復力とから構成されている。したがって、核基地としての沖縄を失うことは、その機能の一部（局地の報復力）を失うことになり、極東の自由陣営諸国の防衛力がそれだけ相対的に弱まることは否定できない。

日本としては、核の撤去に伴う影響を直接カバーするこ

秘

秘

とはできないが、現状の力のバランスを極力崩さないために、米国に対してその代替措置を講ずるよう要請するとともに、わが防衛体制の強化を図る必要がある。

(注) 沖縄の核報復機能としては、メースBのほか運搬手段としてB-52及びF-105がある。また、防衛用及び増援用核としてナイキ及びサトウケツがある。

(2) 核抜きで、かつ、基地自由使用を制限した場合

沖縄の米軍事力に直接支援された韓国及び国府の軍事力は、わが国に対する西方及び南西方からの脅威を軽減し、日本の安全保障に潜在的に有効に作用している。したがって、基地の使用制限によつて米軍の支援作戦が制約され、韓国及び国府の安全が脅かされるような事態が生ずると、わが国の安全にも影響を及ぼすことになる。

また、事前協議制度の適用により、戦闘作戦行動について日本側の同意が必要となるので、極東の自由陣営諸国防衛の義務を負う米国や、目国の安全を大きく沖縄の米軍事力に依存している韓国、国府等との間に困難な問題が生ずると考えられる。

秘

4. 返還に伴い整備すべき防衛力

先に述べたように、現在沖縄の米軍が果たしている役割の多くは、強大な攻撃力と他国にも出動しうる軍事力とによつて支えられたものであつて、このような面でわが防衛力が代替しうるものはほとんどない。沖縄の返還に関連して整備すべき防衛力は、国土としての沖縄の防衛及び沖縄に配置することによつて本土やその他の国益の防衛に、有効かつ必要なものに限られる。また、整備すべき防衛力の具体的な内容については、返還の態様、時期などによつて大きく左右されるので、今後の交渉の推移に応じて、逐次検討したいと考えている。現段階において想定されるものは、おおむね次のとおりである。

- (1) 施政権の返還により、沖縄の直接防衛は、残置される米軍兵力の多少に拘わらず第1次的にわが国の責任となるので、そのための最少限度の防衛力として、直接侵攻に対処するとともに、治安警備の後援となり、領空侵犯を排除し、周辺海域の防衛を行ない、かつ、災害救助等民生にも寄与しうる部隊を整備する必要がある。
- (2) 沖縄は、本土から遠く離れ、かつ洋上に長大な列島帯を形成しているので、機動力と独立性のある防衛力を整備し、

秘

秘

広域の航空優勢、制海を確保することによつて侵略に対処する必要がある。また、沖縄は、中国大陸から太平洋に進出する海空戦力に対し、阻止線を形成する位置にあるので、南西航路を側面から掩護し、直接本土の太平洋岸に及ぶ航空攻撃を阻止するのに有効である。これらの観点からする防衛力としては、空輸又は空挺部隊を含む陸上防衛力、対潜掃討部隊、ナイキ、ホークを含む防空部隊、支援戦闘部隊及び防空警戒管制組織の整備が必要である。

秘